

---

# 法令トピックス

平成 23 年 11 月号

---

## 【労務】11 月は、労働時間適正化キャンペーン月間！

厚生労働省は、長時間労働や、これに伴う問題の解消を図るため、11 月を「労働時間適正化キャンペーン」月間として、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布による周知啓発などの取り組みを集中的に実施します。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/111108-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001rzhf.html>

## 【労務】「今後のパートタイム労働対策に関する研究会報告書」の公表

本年 2 月から厚労省では、パートタイム労働をめぐる実態と課題を整理するとともに、今後のパートタイム労働対策について見当を重ね、この程、その報告書がまとめられました。これは、平成 20 年 4 月に「改正パートタイム労働法」の施行に際し、3 年経過後に施行状況を踏まえ見直しを行うとされていたことによるものです。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/111108-02.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001on6w.html>

## 【経営】今冬のウォームビズの取り組み

環境省は温室効果ガス削減のため、2005 年より過度な暖房使用を控え快適に過ごす「WARM BIZ」（ウォームビズ）の実践を、民間企業、自治体及び各家庭等に対して呼びかけ、室温 20℃を目処に適切な暖房機器の使用を啓発してきましたが、今年度のウォームビズ期間は、11 月 1 日から 3 月 31 日までとなります。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/111108-03.pdf>

参照ホームページ[環境省]

<http://www.challenge25.go.jp/practice/warmbiz/index.html>

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。

人といきる



千代田区飯田橋 1-8-10 キャッスルウェルビル 3 階  
あすか 社会保険労務士法人  
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525  
E-mail info@asuka-sr.or.jp  
HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>